

28春保医第1481号
平成28年10月24日

春日井市国民健康保険運営協議会
会長 青山倫子様

春日井市長 伊藤 太

国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）

春日井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、国民健康保険税の課税限度額を次のとおり改定することについて、貴協議会の意見を求めます。

1 国民健康保険税の課税限度額の改定について

(1) 改定内容

基礎課税額の限度額「520,000円」を「540,000円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額「170,000円」を「190,000円」に改める。

(2) 施行期日

平成29年4月1日から施行する。